

**東郷元帥記念公園改修整備検討協議会 第14回 議事要旨**

1. 開会(区)
2. 挨拶(区:環境まちづくり部部长)
3. 会長の挨拶
4. 議事
  - (1) 前回協議会(第13回)の議事要旨
  - (2) 土壌への鉛の含有に対する調査方法及び対応策について
  - (3) 意見交換  
配布資料
    - ① 資料-1 次第
    - ② 資料-2 前回議事要旨(第13回)
    - ③ 資料-3 土壌への鉛の含有とその対応策
    - ④ 参考資料 農業工業大学教授(土壌汚染に基づく環境リスク対策)
5. その他(区)
6. 閉会(区)

**◇前回第13回協議会(平成30年1月11日)の意見まとめ**

- ① 歴史資料の区民からの提供とその方法
- ② 施工中の参加行事の検討
- ③ 遊具については、回転遊具を取入れること
- ④ 根株移植に取り組むこと
- ⑤ 「ちよくる」の設置位置、レイアウトの検討
- ⑥ 違法駐輪、バイク等の監視継続
- ⑦ 工事車両の動向注視(時期、車種、交通量)
- ⑧ 子どもの池の利用について、今年の夏は確保へ
- ⑨ 移動動物園等のイベント状況の把握と対応

**<意見交換(東郷元帥記念公園の土壌汚染等について)>**

**◇鉛の含有に対する土壌調査方法と対応**

- ① 資料3 1、2の説明(区)
- ② 参考資料 「土壌汚染に基づく環境リスク対策」(農業工業大学教授)

**【意見交換】**

- ・(委員) 鉛は、日々の経口からの直接摂取との説明を受けたが、皮膚からの摂取はあるのか。また、鉛はどの程度の期間、人体に残るのか。
- (学識者) 皮膚からの摂取は、ほとんど問題ない。鉛は、普段の生活で一定量を取込み排出している。体内での在留期間は、通常1か月程度。骨に吸収された場合は、数年となる。鉛の暴露量が3.5  $\mu\text{g}/\text{kg}$  体重/日であれば問題はない。

・(傍聴者) 鉛の汚染原因は、何か。

→ (学識者) 広場より植栽地の含有量が多く、地区外から搬入された可能性がある。区で工事記録が詳細に残されていれば判断できるが、現実には難しい。土壌調査にて鉛の同位体測定を行う予定であるが、原因の特定は難しい。一般的には、戦時中の焼夷弾や過去の有鉛ガソリン使用による大気からの汚染が考えられる。

・(傍聴者) 鉛は、人体にとってさほど影響がないものとする、お金をかけて除去する必要があるのか。

→ (学識者) 土壌汚染対策法にて基準値を超えた場合は、そこが公開の場所では、汚染土壌の入れ替えまたは覆いが求められている。土地所有者である千代田区としては、公園の使用を優先すると対策を行う必要がある。工法については、調査結果を受けてからの比較検討となる。

・(傍聴者) 東郷公園は、地域にとって「ほっとする空間」である。鉛の検出があったとしてもコンクリート等で覆わないでほしい。

→ (会長) 今回の協議会では、事前の土壌調査結果と法律上の取扱いを説明している。コンクリート等で公園を覆うことは考えていない。

・(傍聴者) 土壌汚染対策として土の場合は、50 cm以上の盛土または入替えが必要との説明を受けたが、植栽地にコケや地被で覆うのはありか。

→ (学識者) 現状の法律上の解釈では、地被では難しい。

#### ◇土壌調査等のスケジュール

##### ① 資料3 3の説明(区)

###### 【意見交換】

・(傍聴者) 九段小学校の工事においても地下から支障物があり遅延したと聞いている。鉛の土壌汚染があったのか。また、土壌調査のボーリング径はいくつか。東郷邸の跡地や東郷坂からは文化財的な遺物も見られるため地下に影響がないかどうか。東郷公園の工事中に立ち会えないか。

→ (事務局) 九段小学校では、鉛等の土壌汚染はなかった。工事が遅れた要因は、地下からコンクリート殻が出たことや地区界沿いの擁壁の変更があったである。

ボーリングの径は、10cm以下である。文化的な遺物が出土した場合は、区内の所定の部署に報告し、適切な対応をしたい。

#### ◇公園改修に関する陳情と今後の対応

##### ①資料3 4の説明(区)

###### 【意見交換】

・(会長) 陳情の内容を事前に把握している。この協議会も今回で14回目であるが、検討してきた内容が住民の方には届いていなかったと思われる。これまでの協議会の開催方法と情報公開方法は、どのような状況であったか。

→ (事務局) 平成27年度から協議会を開催している。近隣には、協議会の開催、公園敷地の測量を行う等のチラシ案内を公園近隣に行っている。

平成 28 年度は、中段及び下段広場の間の緑地の保全に向けて、法面上下でのボーリング調査のチラシ案内を行った。

平成 29 年度は、改修工事前に拡大協議会の開催、HP、広報、公園内のチラシ配布を行った。

拡大協議会では、傍聴者の参加を認めている。

→ (会長) 多くの方に参加頂き議論できる場があることは良い。公園の改修工事の前にこのような意見交換ができてよかった。東郷公園は、地域の子どもから大人、会社員等多くの方が利用しており、時間帯ですみわけができており、素晴らしい公園と理解している。

これまで、区からの要望として東郷公園では、東郷坂を補完するバリアフリールート確保があったが、協議会の中で緑地が子供たちの遊び場として、また、湧き水のある生き物の住処として貴重な空間であることが示され、そのまま保全することとした。樹木については、生育調査を実施し、計画的な更新に配慮した上で検討を重ねてきた。公園に対する思いは、共有できていると思う。

・(傍聴者) 公園の計画については、できるだけ情報を公開して欲しい。H29 年度の協議会からは傍聴が可能になったので参加している。協議会の開催と検討内容について簡単な内容で毎回情報提供できないか。詳しく知りたい場合は、HP 等を見ることができるとよい。

→ (会長) 情報の伝達方法として、複数の機会があるとよい。公園の現地においても仮囲いを活用して計画プランや工事情報等を掲示し、地域の方が通り掛けに見ることができればよい。

・(傍聴者) 今回、マンションの住民から「陳情書」が出ていたが、自分のマンションでは管理組合に公園に関するチラシ等は届いており、事前に了承している。ただし、情報の伝達には問題があり、鉛の含有に伴う公園の閉鎖については、小学校のPTAから初めて聞くこととなった。

→ (傍聴者) マンションによっては、パンフレットを受け取らないこととなっている。個別郵送や管理組合宛てに情報提供をお願いしたい。

→ (事務局) 情報が届いていないとの指摘を受けたので、改めて原因を把握し、改善に努めたい。

・(傍聴者) 今回の公園改修は、住民にとっては新しい課題である。協議会に参加されている方はまたかと思われるかもしれないが、地域の課題と一緒に検討して欲しい。

・(傍聴者) 計画ありきでなく、住民に情報を公開することを原則として取り組んで欲しい。協議会は、傍聴可能であるが、閉鎖的な印象を受ける。

→ (会長) 鉛が検出されたため、工事が中断しているので、改めて改修内容や材料などを検討する機会がある。今後とも協議会等に多くの方に出席頂き、意見交換を重ねることでよい公園となるようにしていきたい。改修案ができた後は、工事業者に任せるだけでなく住民にも工事に参加して頂いたり、工事後も区が管理するだけでなく住民にも管理に参加して欲しい。また、法政大学でも協力できることはさせて頂きたい。その場合は、区もオープンで対応して欲しい。

## ◇その他

① 資料 3 5 の説明 (コンサル)

### 【意見交換】

・(傍聴者) 公園のデザインについては、一人の専門家に任せた方がよい。

→ (会長) デザインの専門家に検討をお願いしている。

・(委員) 公園閉鎖中は、児童の通学の問題がある。9月の新学期から東郷坂、番町学園通りの歩道は狭く、生徒や学生の通学も多い。地域で子供たちの見守りが必要である。

・(委員) 工事の情報は、遅れていると実感している。改善して欲しい。

・(委員) 9月から小学校の開校となる。1日でも早く公園を開園して欲しい。

・(委員) 園庭のない保育園は、公園を使用してきた。当面は公立の幼稚園、保育園の園庭を利用することはできないか。

→(事務局) 担当所管に伝え、検討する。

・(傍聴者) 夜間に公園へ立ち入り騒いでいる。閉鎖をきちんとして欲しい。ただし、公園内部への見直しには配慮して欲しい。

→(事務局) 工事JVと対応を検討する。また、夜間のパトロール等を強化する。

・(傍聴者) 公園が閉鎖されているが、通学路として通行できないか。

→(事務局) 都の指導として閉鎖しているため、部分開放は難しい。

#### ◇今後の予定

・(事務局) 次回の協議会の開催は、10m格子での土壌調査の結果が判明する10月を目途に開催したい。

#### ◇閉会

以 上